

「平成16年税制（居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除、譲渡所得の基礎控除廃止、商業地等の固定資産税・都市計画税の条例減額措置の創設）」

（所得税・住民税）

- ・所有期間が5年超の居住用財産の譲渡に伴い発生した譲渡損失について、譲渡資産に係る住宅ローン残高から譲渡価額を控除した額を限度に、その年の損益通算に加え翌年以降3年以内の繰越控除を、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限り、認める制度を創設。

（固定資産税・都市計画税）

- ・商業地等に対する固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限が法定された70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準が60%から70%の範囲内で条例の定める負担水準により算定される税額まで一律に減額することができる制度を創設。